

会社法第 803 条第 1 項に基づく事前備置書類  
(株式移転に関する事前備置書類)

萩原電気ホールディングス株式会社

2025年11月26日

## 株式移転に係る事前備置書類

名古屋市東区東桜二丁目2番1号  
萩原電気ホールディングス株式会社  
代表取締役社長執行役員 木村 守孝

萩原電気ホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）と佐鳥電機株式会社（以下「佐鳥電機」といいます。当社と佐鳥電機を総称して、以下「両社」といいます。）は、共同株式移転の方式により、2026年4月1日（以下「効力発生日」といいます。）もって両社の完全親会社となる MIRAINI（ミライニ）ホールディングス株式会社（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）といたしました。

本株式移転に際して、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条に定める開示事項は以下のとおりです。

### 1. 株式移転計画書

別添1「株式移転計画書（写）」をご参照ください。

### 2. 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

#### （1）株式移転対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

両社は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、両社のそれぞれの株主に対し割当交付する共同持株会社の普通株式の割当比率（以下「株式移転比率」といいます。）を以下のとおり決定いたしました。

#### ① 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

会社名	当社	佐鳥電機
株式移転比率	2	1.02

#### （注1）本株式移転に係る株式の割当ての詳細

当社の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式2株を、佐鳥

電機の普通株式 1 株に対して、共同持株会社の普通株式 1.02 株を割当て付いたします。なお、本株式移転により、両社の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 234 条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し 1 株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

ただし、上記株式移転比率は、その算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じ、又は重大な相違が判明した場合には、両社協議の上、変更することがあります。

(注 2) 共同持株会社の単元株式数は 100 株といたします。

(注 3) 共同持株会社が交付する新株式数（予定）

普通株式 35,481,762 株

上記数値は、当社の発行済株式総数 10,118,000 株（2025 年 9 月 30 日現在）、佐鳥電機の発行済株式総数 14,946,826 株（2025 年 8 月 31 日現在）、を前提として算出しております。

(注 4) 単元未満株式の取り扱いについて

本株式移転により、1 単元（100 株）未満の共同持株会社の株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができます。

また、共同持株会社の定款において、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる旨の規定を設ける予定であるため、会社法第 194 条第 1 項及び定款の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

## ② 本株式移転に係る割当ての内容の根拠及び理由

本株式移転における株式移転比率の公正性とその他本株式移転の公正性を担保するため、当社は、第三者算定機関として SMBC 日興証券株式会社（以下「SMBC 日興証券」といいます。）を、法務アドバイザーとして弁護士法人森・濱田松本法律事務所（以下「森・濱田松本法律事務所」といいます。）を選定しました。一方、佐鳥電機は、第三者算定機関として大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、法務アドバイザーとして

TMI 総合法律事務所を選定しました。

両社は、それぞれ当該第三者算定機関に対し、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果及び各社の法務アドバイザーからの助言を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記①「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、2025年7月28日に開催された各社の取締役会において株式移転比率の決定及び本基本合意書の締結を決議し、本基本合意書を締結いたしました。

また、両社は、上記株式移転比率の算定の基礎について、本基本合意書の締結後、上記株式移転比率に影響を及ぼすような重大な変更が生じていないことを確認し、2025年10月14日付の本経営統合契約及び本株式移転計画においても、上記株式移転比率に合意しております。

### ③ 算定に関する事項

#### ア. 算定機関の名称及び両社との関係

当社の第三者算定機関である SMBC 日興証券及び佐鳥電機の第三者算定機関である大和証券は、いずれも両社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。なお、本株式移転に係る SMBC 日興証券及び大和証券の報酬には、本株式移転の成否にかかわらず支払われる固定報酬の他、本株式移転の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれております。

#### イ. 算定の概要

本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、当社は SMBC 日興証券を第三者算定機関として選定し、佐鳥電機は大和証券を第三者算定機関として選定し、それぞれ株式移転比率の算定・分析を依頼しました。

SMBC 日興証券は、当社の株式が東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミア市場、佐鳥電機の株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから市場株価法を、当社及び佐鳥電機と比較的類似する事業を手がける上場会社が複数存在し、類似上場会社比較による株式価値の類推が可能で

あることから類似上場会社比較法を、加えて、当社及び佐鳥電機の将来の事業活動の状況に基づく本源的価値を評価するためディスカウントド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）をそれぞれ採用して算定を行いました。

上記各手法における算定結果は下記のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式2株を割り当てる場合に、佐鳥電機の普通株式1株に対して割り当てられる共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものであります。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
1	市場株価基準法	1.01～1.03
2	類似上場会社比較法	0.87～1.75
3	DCF 法	0.53～1.16

市場株価法では、当社及び佐鳥電機については、2025 年 7 月 25 日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における算定基準日までの 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の各期間の終値の単純平均値（円未満四捨五入）を用いて、それぞれ評価を行い、それらの結果を基に株式移転比率のレンジを上記のように算定しております。

SMBC 日興証券は、株式移転比率の算定に際して、当社及び佐鳥電機の各社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、各社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、各社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については各社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

また、SMBC 日興証券が DCF 法による算定の前提とした当社及び佐鳥電機の事業計画には、本経営統合によるシナジー効果は織り込んでおりません。なお、SMBC 日興証券が DCF 法による算定の前提とした 2026 年 3 月期から 2028 年 3 月期までの当社の事業計画については、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027 年 3 月期において、デバイス事業では新

規案件獲得による増収効果等の寄与、ソリューション事業では堅調なDX投資需要の取り込みに加えデータ利活用を中心とした高付加価値ビジネスモデルへの転換が加速されることにより、対前年度比較において、営業利益の大幅な増益を見込んでおります。

一方、大和証券は、両社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うと共に、両社とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の推計が可能であることから類似会社比較法による算定を行い、更に将来の事業活動の状況を評価に反映する目的から、DCF法を用いて両社の算定を行いました。

上記各手法における算定結果は下記のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式2株を割り当てる場合に、佐鳥電機の普通株式1株に対して割り当てられる共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものであります。

	採用手法	株式移転比率の算定結果
1	市場株価法	1.01～1.04
2	類似会社比較法	0.65～1.54
3	DCF法	0.72～1.37

市場株価法においては、2025年7月25日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値並びに算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値の単純平均値を採用しております。

DCF法においては、両社が作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。なお、算定の際に前提とした佐鳥電機の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりませんが、当社の財務予測については、対前年度比で利益の大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027年3月期において、モビリティのソフト化に対応したエンジニアリング事業や高付加価値デバイスの拡販に伴う売上高の増加及び為替変動や一部の低採算案件による利益悪化の反動に伴う売上総利益率の回復により、対前年度比で営業利益の大幅な増益を見込んでおり

ます。

大和証券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

#### ④ 公正性を担保するための措置

当社は、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

##### ア. 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書の取得

当社は、本株式移転の公正性・妥当性を担保するため、上記②「本株式移転に係る割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、独立した第三者算定機関として SMBC 日興証券を選定し、本株式移転における株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。また、当社は、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である SMBC 日興証券の分析及び助言を参考として佐鳥電機と交渉・協議を行い、上記①「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の株式移転比率により本株式移転を行うことを 2025 年 7 月 28 日開催の取締役会において決議いたしました。

##### イ. 独立した法律事務所からの助言

当社は、取締役会における意思決定の公正性・適正性を担保するため、両社から独立した法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、当社の本株式移転の手続及び意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。なお、森・濱田松本法律事務所は、両社の関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な

利害関係を有しておりません。

他方、佐鳥電機は、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

ア. 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

佐鳥電機は、本株式移転の公正性・妥当性を担保するため、上記②「本株式移転に係る割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、独立した第三者算定機関として大和証券を選定し、本株式移転における株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。また、佐鳥電機は、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券の分析及び助言を参考として当社と交渉・協議を行い、上記①「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の株式移転比率により本株式移転を行うことを 2025 年 7 月 28 日開催の取締役会において決議いたしました。

イ. 独立した法律事務所からの助言

佐鳥電機は、取締役会における意思決定の公正性・適正性を担保するため、両社から独立した法務アドバイザーである TMI 総合法律事務所から、佐鳥電機の本株式移転の手続及び意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。なお、TMI 総合法律事務所は、両社の関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

⑤ 共同持株会社の上場申請等に関する事項

両社は、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所及び名古屋証券取引所にテクニカル上場を行う予定であり、上場日は、2026 年 4 月 1 日を予定しております。また、両社は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、2026 年 3 月 30 日に佐鳥電機は東京証券取引所、当社は東京証券取引所及び名古屋証券取引所を上場廃止となる予定であります。なお、上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の各規則により決定されます。

## ⑥ 利益相反を回避するための措置

本株式移転にあたって、両社の間には特段の利益相反関係は存しないことから、特別な措置は講じておりません。

### (2) 共同持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項

両社は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、共同持株会社の資本金及び準備金の額を以下のとおり決定いたしました。

① 資本金の額	100 億円
② 資本準備金の額	25 億円
③ 利益準備金の額	0 円
④ その他資本剰余金の額	会社計算規則第 52 条第 1 項に定める株主資本変動額から上記①及び②の額の合計額を減じて得た額

これらの資本金及び準備金の額につきましては、共同持株会社の規模その他の諸事情を総合的に勘案・検討し、両社が協議のうえ、会社計算規則第 52 条の規定の範囲内で決定したものであります。

### 3. 会社法第 773 条第 1 項第 9 号及び第 10 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 佐鳥電機に関する事項

#### (1) 最終事業年度（2025 年 5 月期）に係る計算書類等の内容

別添 2 に記載のとおりであります。

#### (2) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

以上

株式移転計画書（写）

株式移転計画書

佐鳥電機株式会社（以下「甲」という。）及び萩原電気ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（本株式移転）

本計画の定めるところに従い、甲及び乙は、共同株式移転の方法により新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立日（第6条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとし、これにより甲及び乙は新会社の完全子会社となる。

第2条（新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項等）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）目的

新会社の目的は、別紙1の定款第2条記載のとおりとする。

（2）商号

新会社の商号は、「MIRAINI ホールディングス株式会社」とし、英文では「MIRAINI HOLDINGS CO., LTD.」と表示する。

（3）本店所在地

新会社の本店の所在地は東京都港区とし、本店の所在場所は東京都港区芝一丁目14番10号とする。

（4）本社の所在場所

新会社の本社の所在場所は、愛知県名古屋市東区東桜二丁目2番1号及び東京都港区芝一丁目14番10号とする。

（5）発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、1億株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙1の定款記載のとおり

とする。

第3条（新会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称）

1. 新会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は、次のとおりとする。

設立時取締役（代表取締役社長に選定予定）：木村 守孝

設立時取締役（代表取締役副社長に選定予定）：佐鳥 浩之

設立時取締役：水越 成彦

設立時取締役：副島 剛

設立時取締役：小山 琢磨

設立時取締役：土屋 俊司

設立時社外取締役：田口 晶弘

設立時社外取締役：岡本 伸一

設立時社外取締役：林 恒子

2. 新会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

設立時取締役（常勤監査等委員）：井上 典昭

設立時社外取締役（監査等委員）：坂田 誠二

設立時社外取締役（監査等委員）：榎本 幸子

設立時社外取締役（監査等委員）：雪丸 曜子

3. 新会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

有限責任あづさ監査法人

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 新会社は、本株式移転に際して、甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲及び乙の株主に対し、それぞれその所有する甲及び乙の普通株式に代わり、(i) 甲が基準時に発行している普通株式数の合計に 1.02 を乗じた数、及び(ii) 乙が基準時に発行している普通株式数の合計に 2 を乗じた数を合計した数と同数の新会社の普通株式（以下「交付株式」という。）を交付する。
2. 新会社は、前項の定めにより交付される交付株式を、基準時における甲及び乙の株主に対し、以下の割合（以下「株式移転比率」という。）をもって割り当てる。
  - (1) 甲の株主に対しては、その所有する甲の普通株式 1 株に対して新会社の普通株式 1.02 株
  - (2) 乙の株主に対しては、その所有する乙の普通株式 1 株に対して新会社の普通株式 2 株
3. 前二項の計算において、1 株に満たない端数が生じる場合には、会社法（平成 17 年

7月26日法律第86号。その後の改正を含む。) 第234条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。

#### 第5条(新会社の資本金及び準備金の額)

新会社の成立日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金の額	100 億円
(2) 資本準備金の額	25 億円
(3) 利益準備金の額	0 円
(4) その他資本剰余金の額 会社計算規則(平成18年法務省令第12号。その後の改正を含む。)第52条第1項に定める株主資本変動額から上記(1)及び(2)の額の合計額を減じて得た額	

#### 第6条(新会社の成立日)

新会社の設立の登記をすべき日(本計画において「成立日」という。)は、2026年4月1日とする。但し、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

#### 第7条(株式移転計画承認株主総会)

1. 甲は、2025年12月11日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、2025年12月11日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意により、前二項に定める本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める各株主総会の開催日を変更することができる。

#### 第8条(株式上場、株主名簿管理人)

1. 新会社は、成立日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)のプライム市場及び株式会社名古屋証券取引所(以下「名古屋証券取引所」という。)のプレミア市場への上場を予定するものとし、甲乙協議の上、可能な限り相互に協力して当該上場に必要な手続を行う。
2. 甲及び乙は、新会社が発行する普通株式について、東京証券取引所のプライム市場及び名古屋証券取引所のプレミア市場での上場が維持されるよう、相互に協力して必要な手続を行う。
3. 新会社の設立時における株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

## 第9条（剰余金の配当）

1. 甲は、①2025年11月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対し、普通株式1株あたり44円を上限として、②2026年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対し、普通株式1株あたり46円を上限として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、①2025年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対し、普通株式1株あたり90円を上限として、②2026年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対し、普通株式1株あたり95円を上限として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本計画作成後新会社の成立日までの間、新会社の成立日以前を基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない。但し、甲及び乙にて協議の上、合意をした場合についてはこの限りでない。

## 第10条（自己株式の取扱い）

甲及び乙は、本計画作成後、甲及び乙がそれぞれ保有する自己株式について、その処分の時期及び方法等について誠実に協議するものとする。

## 第11条（会社財産の管理等）

1. 甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本計画において別途定める場合を除き、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを行い、又はこれを行わせる。
2. 甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立日までの間、本株式移転の実行若しくは本株式移転比率の合理性に重大な悪影響を与えるおそれのある事由若しくは事象が判明した場合には、相手方に対し、速やかにその旨を書面で通知するものとし、甲及び乙は、その取扱いについて誠実に協議するものとする。

## 第12条（本計画の効力）

本計画は、第7条に定める甲若しくは乙の株主総会のいずれかにおいて、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、新会社の成立日までに本株式移転を行うにあたり必要な関係当局の許認可等が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

### 第13条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本計画の作成後新会社成立日までの間において、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合若しくは重大な影響を与える事由があることが判明した場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本計画の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙は協議の上、合意により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

### 第14条（協議事項）

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議し、合意の上定める。

以上、本計画の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2025年10月14日

甲： 東京都港区芝一丁目14番10号  
佐鳥電機株式会社  
代表取締役 社長執行役員 佐鳥 浩之 印

以上、本計画の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2025年10月14日

乙： 愛知県名古屋市東区東桜二丁目2番1号  
萩原電気ホールディングス株式会社  
代表取締役 社長執行役員 木村 守孝 印

## 別紙 1

### 定款

#### 第1章 総則

##### (商号)

第1条 当会社は、MIRAINI ホールディングス株式会社と称し、英文では MIRAINI HOLDINGS CO., LTD.と表示する。

##### (目的)

第2条 当会社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）および組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他の事業体の株式または持分等を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

- (1) 電気計測装置および電子応用装置の製造販売ならびに輸出入
  - (2) 医療用機械器具の製造販売および輸出入
  - (3) 電子回路用部品の仕入販売、輸出入、企画、開発、設計、製造加工、賃貸および保守
  - (4) 電気通信機器、光通信機械器具、電子応用機械器具、電気機械器具およびこれらに関連する装置および線材（これらの機械器具または装置に使用される半導体素子、集積回路等の部品、素材その他関連用品を含む。）の開発、設計、製造加工、仕入販売、輸出入、賃貸ならびに保守
  - (5) コンピュータシステムおよびソフトウェアの企画、開発、設計、制作販売、仕入販売、輸出入、賃貸ならびに保守
  - (6) 電気工事業および電気通信工事業
  - (7) 労働者派遣事業
  - (8) 古物売買業
  - (9) 金銭の貸付、債務の保証および引き受け、各種債権の売買ならびにその他の金融業
  - (10) 情報システムに関する企画、設計、開発、構築、保守および運用に関する業務
  - (11) インターネットを利用したアプリケーションソフトウェアの開発およびライセンス販売に関する業務
  - (12) 情報通信サービス業
  - (13) 情報処理サービス業および情報提供サービス業
  - (14) 第3号、第4号、第5号、第12号および第13号の事業に関するコンサルティング
  - (15) 合成樹脂その他の化学品および金属の加工、販売ならびに輸出入
  - (16) 前各号に付帯する一切の事業
- 2 当会社は、前項各号に定める事業およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。

##### (本店等の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

- 2 当会社は、前項の本店とは別に、本社を愛知県名古屋市および東京都港区に置く。

##### (機関の設置)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1億株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 第11条に定める請求をする権利

(株式取扱規程)

第9条 当会社の株式に関する取扱いは取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

(単元未満株式の売渡請求)

第11条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。

## 第3章 株主総会

(基準日)

第12条 当会社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。臨時株主総会はその必要があるときに隨時これを招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役である社長執行役員が招集し、その議長となる。取締役である社長執行役員に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当会社に取締役15名以内を置く。

- 2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。

(選任)

第19条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任するものとする。

- 2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。
- 3 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第21条 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役

若干名を選定する。

(取締役会)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となる。当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
- 2 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
  - 3 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。
  - 4 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があつたものとみなす。
  - 5 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。
  - 6 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(執行役員)

- 第23条 当会社は、取締役会の決議によって、執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。
- 2 取締役会は、その決議によって、執行役員の中から社長執行役員その他の役付執行役員を定めることができる。

## 第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

- 第24条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
- 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査等委員会を開催することができる。
  - 3 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。
  - 4 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選任することができる。

## 第6章 取締役の責任免除

(取締役の責任免除)

- 第25条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である取締役を除く。）との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第26条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第27条 当会社は、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

- 2 前項のほか、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
- 4 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める。

(配当金の除斥期間)

第28条 剰余金の配当は、支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附 則

(設立時代表取締役)

第1条 当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役 木村 守孝

設立時代表取締役 佐鳥 浩之

(最初の取締役の報酬等)

第2条 当会社の成立の日から最初の定期株主総会の終結の時までの期間の当会社の取締役の報酬等の額は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する金銭報酬等  
報酬等の総額は、年額800百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする。
- (2) 監査等委員である取締役に対する報酬等  
報酬等の総額は、年額280百万円以内とする。
- (3) 謹渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権  
ア 謹渡制限付株式の割当ておよび払込み  
取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）は、当会社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付し、当会社の普通株式（以下、「謹渡制限付株式」という。）の割当てを受ける。  
なお、謹渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当会社の取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当会社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当会社の取締役会において決定する。また、当該金銭報酬債権は、対象取締役が、当該現物出資に同意していることおよび下記エに規定する謹渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。
- イ 対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の額  
「(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する金銭報酬等」の報酬等の年額の範囲内で、対象取締役に対する謹渡制限付株式の付与のため支給する金銭報酬債権の額は、年額200百万円以内とする。

- ウ 謙渡制限付株式の総数  
各事業年度に対象取締役に対して割り当てる謙渡制限付株式の総数は、200,000 株を上限とする。ただし、当会社の普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他対象取締役に対して割り当てる謙渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当会社は、当該謙渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。
- エ 謙渡制限付株式割当契約の内容  
謙渡制限付株式の割当てに際し、当会社の取締役会決議に基づき、当会社と、謙渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む謙渡制限付株式割当契約を締結するものとする（以下、当該対象取締役に対して割り当てられた謙渡制限付株式を「本割当株式」という。）。
- （ア）謙渡制限の内容  
謙渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、かかる割当てを受けた日から 30 年間（以下、「謙渡制限期間」という。）、本割当株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、謙渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の处分行為をすることができない（以下、かかる制限を「謙渡制限」という。）。
- （イ）謙渡制限付株式の無償取得  
謙渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、謙渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当会社の定時株主総会の開催日の前日までに当会社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員、当会社の子会社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員、その他当会社の取締役会が定めるいずれの地位からも退任または退職した場合には、当会社は、当会社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。また、当会社は、謙渡制限期間が満了した時点において、下記（ウ）の定めに基づき謙渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当該本割当株式の全部を当然に無償で取得する。ただし、謙渡制限期間中に、当会社が消滅会社となる合併契約、当会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当会社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当会社の株主総会による承認を要さない場合においては、当会社の取締役会）で承認された場合であって、当該組織再編等において、当会社以外の当該組織再編等に係る法人が、対象取締役に対して、当該法人の株式（謙渡制限付株式に相当するものに限る。）を交付するときは、当会社は、本割当株式の無償取得を行わない。
- （ウ）謙渡制限の解除  
当会社は、謙渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、謙渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当会社の定時株主総会の開催日まで継続して、当会社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員、当会社の子会社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員、その他当会社の取締役会が定めるいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、謙渡制限期間が満了した時点をもって謙渡制限を解除する。  
ただし、当該対象取締役が、当会社の取締役会が正当と認める理由により、謙渡制限期間が満了する前に当会社の取締役（監査等委員

である取締役および社外取締役を除く。) および執行役員、当会社の子会社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。) および執行役員、その他当会社の取締役会が定めるいずれの地位からも退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(エ) 組織再編等における取扱い

当会社は、譲渡制限期間中に、当会社が消滅会社となる合併契約、当会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当会社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当会社の株主総会による承認を要さない場合においては、当会社の取締役会）で承認された場合には、当会社の取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当会社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。ただし、当該組織再編等において、当会社以外の当該組織再編等に係る法人が、対象取締役に対して、当該法人の株式（譲渡制限付株式に相当するものに限る。）を交付するときは、当会社は、本割当株式の譲渡制限の解除および無償取得を行わない。

(譲渡制限付株式に係る契約上の地位の承継)

第3条 当会社は、萩原電気ホールディングス株式会社の2018年6月28日開催の第61期定期株主総会において承認可決された譲渡制限付株式報酬制度に基づいて交付がなされた譲渡制限付株式に係る各割当契約書について、2026年4月1日をもって、萩原電気ホールディングス株式会社の契約上の地位および権利義務を承継するものとする。

(附則の削除)

第4条 本附則第1条から第3条は、当会社の最初の定期株主総会終結の時をもって、削除されるものとする。

別添 2

最終事業年度（2025 年 5 月期）に係る佐鳥電機株式会社に関する事項

## 1 企業集団の現況

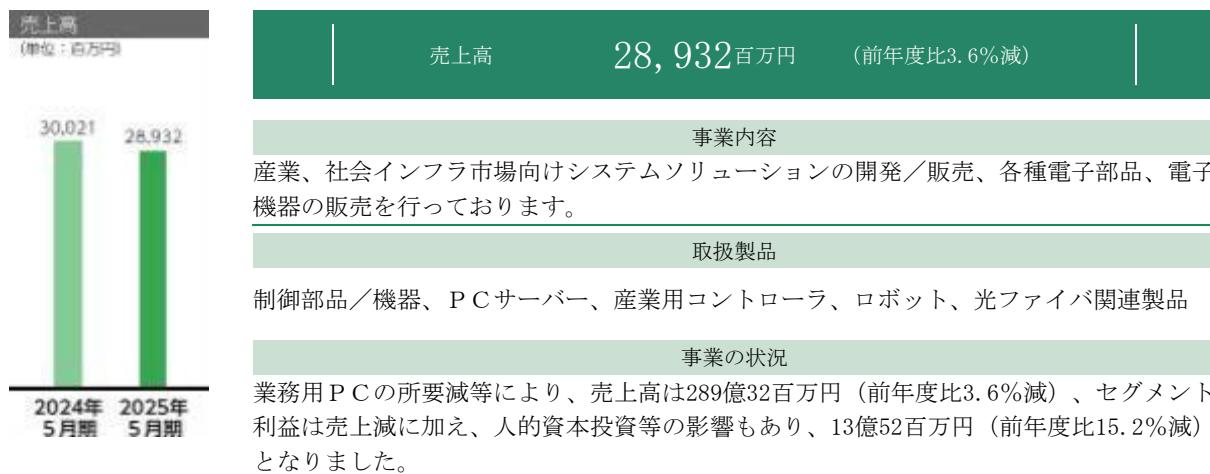
### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、賃上げによる個人消費の回復やインバウンド需要の拡大により景気は緩やかな回復基調が見られるものの、中国経済の低迷の長期化により、依然として先行きが不透明な状況が続いています。

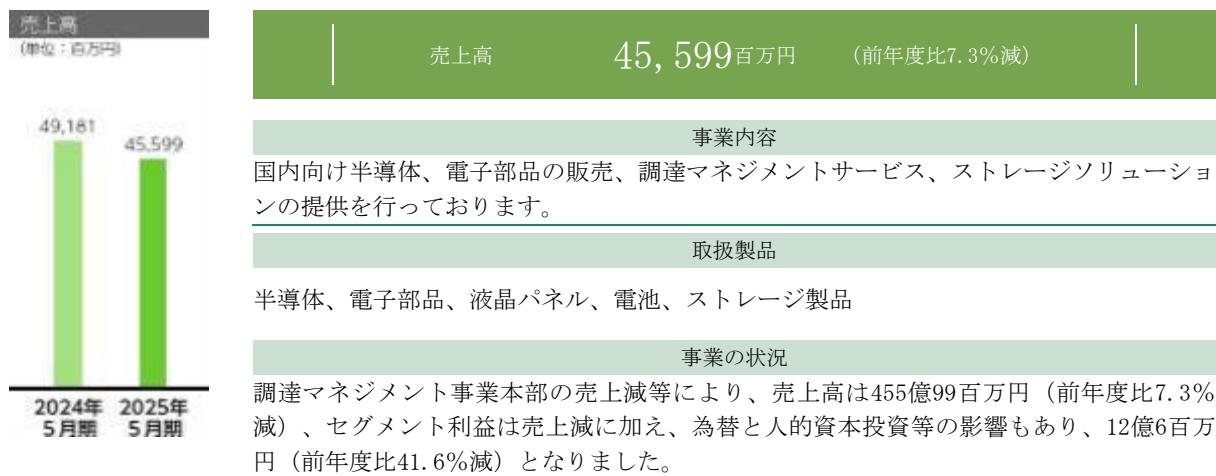
このような環境の中、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は調達マネジメント事業の減少等があったものの、インド市場向け、および国内車載市場向け半導体やP C・サーバー向け電子部品の売上増加に加え、円安の影響等もあり、1,562億42百万円（前年度比5.5%増）となりました。営業利益は為替と人的資本投資等の影響により、39億93百万円（前年度比16.0%減）となりました。経常利益は30億52百万円（前年度比16.5%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は投資有価証券売却益の計上や税金費用の減少により、25億24百万円（前年度比17.0%増）となりました。



## 産業インフラ事業



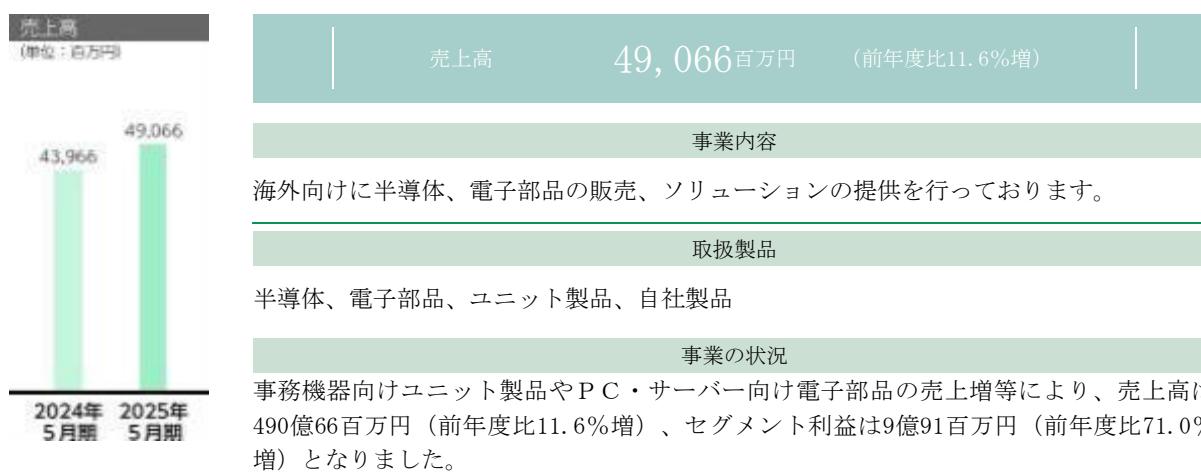
## エンタープライズ事業



## モビリティ事業



## グローバル事業



(2) 設備投資の状況

① 当連結会計年度中に完成した主要設備  
記載すべき事項はありません。

② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充  
記載すべき事項はありません。

③ 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

当連結会計年度において、遊休資産でありました当社の鎌倉の土地を売却し、事業用資産でありました菊名別館を譲渡いたしました。

(3) 資金調達の状況

資金調達の機動性と安全性を図るため、取引先金融機関3行とコミットメントライン契約を締結しております。契約極度額は90億円であり、当期末において、本契約に基づく借入金残高は30億円であります。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社は、2024年8月30日付で、電動工具並びに園芸器具用トリガースイッチの製造販売事業を会社分割により新設会社（SHIBA株式会社）に承継させた上で、新設会社の発行済株式の全部をオータックス株式会社に譲渡いたしました。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき事項はありません。

## (7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2024年6月1日付で、当社子会社の佐鳥S Pテクノロジ株式会社の完全子会社である佐鳥パインックス株式会社の発行済株式の全部を取得し、佐鳥パインックス株式会社を当社の完全子会社といたしました。

当社は、連結子会社であるSM Electronic Technologies Pvt. Ltd.（以下「SMエレクトロニクス社」という。）の株式を株式譲渡の方法で追加取得（追加取得議決権比率：25.0%）し、当該取引により当社が所有するSMエレクトロニクス社の議決権比率は75.1%となりました。なお、みなし取得日は2024年10月1日としております。

## (8) 対処すべき課題

### ① 会社の経営の基本方針

当社グループは、2023年度に「Mission、Vision、Value」を経営の基本方針として設定しました。

#### ●Mission

エレクトロニクスを通じて、豊かに充ち溢れた幸福を希求し、グローバルにより良い社会の実現と発展に貢献します。

#### ●2030 Vision

産業、インフラ、モビリティ業界に対する深い知見を活かし、I o Tとデータアナリティクスの技術力を成長ドライバーにして、お客様と社会課題を解決する「サステナビリティソリューションカンパニー」を目指します。

#### ●Value

「Who is The First Penguin？」

顧客や市場のウォンツをいち早くキャッチし、自らビジネスモデルを創造します。常に多様な意見を取り入れ、常に変革を求め、常にプロフェッショナルとして、「個の成長」と、「団体の成長」を実現します。そういう人を佐鳥は大切にします。

今後も拡がり続けるエレクトロニクス産業において、事業の持続的成長と経営効率の改善を図ることで、ステークホルダーへの還元ならびに社会貢献を果たすべく、より一層の企業価値向上に努めてまいります。

## ② 目標とする経営指標

当社グループは、「売上高」と「営業利益額」、「自己資本当期純利益率（ROE）」を重要な経営指標と位置づけ、収益力の強化に努めております。昨年度2024年度を初年度とする『中期経営計画2026』を策定しましたが、この度、現時点の見通しを勘案し、業績目標数値を修正いたしました。最終年度である2026年度に売上高1,650億円、営業利益額48億円、ROE 9.0%を目標に定め、引き続き④に記載の対処すべき課題に取り組んでまいります。

## ③ 2025年度の見通し

2025年度の連結業績見通しにつきましては、売上高1,600億円（前年度比2.4%増）、営業利益43億円（前年度比7.7%増）、経常利益35億円（前年度比14.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益26億円（前年度比3.0%増）を見込んでおります。

## ④ 経営環境および対処すべき課題

わが国の経済は、賃上げによる個人消費の回復やインバウンド需要の拡大により景気は緩やかな回復基調が見られるものの、中国経済の低迷の長期化により、依然として先行き不透明な状況が続いています。

当社グループが属するエレクトロニクス業界は、関税問題や輸出規制を含む地政学リスクの高まりなどがあるものの、AI需要が引き続き半導体市場の成長を牽引するなど、堅調に推移するものとみております。

そのような環境下で、中長期的な成長が期待されるモビリティ、産業DXおよび世界一の人口を抱えるインド市場に対する積極的な取り組みを促進することにより、持続的な成長を目指してまいります。

サステナビリティソリューションカンパニーを目指して、以下の課題に取り組んでまいります。

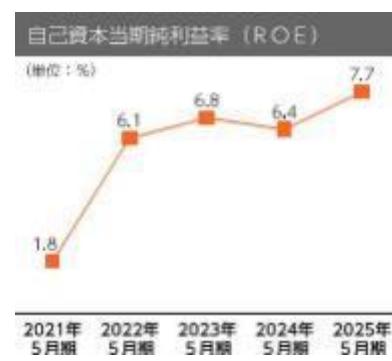
1. セグメント経営の推進による事業ポートフォリオ最適化
2. 繼続した人財投資によるValue人財創出
3. 国内外における新事業拡大とラインカード拡充
4. ガバナンス改革とPMIによる経営品質向上
5. 国内外でのアライアンスとM&A推進

## (9) 財産および損益の状況

区分	2021年5月期	2022年5月期	2023年5月期	2024年5月期	(当連結会計年度) 2025年5月期
売上高 (百万円)	105,843	125,850	146,336	148,113	156,242
経常利益 (百万円)	1,139	2,601	2,867	3,653	3,052
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	520	1,908	2,257	2,156	2,524
1株当たり当期純利益 (円)	31.63	115.96	137.22	148.86	175.99
総資産 (百万円)	63,216	74,492	81,556	83,798	79,150
純資産 (百万円)	30,372	32,457	34,945	34,969	33,306
1株当たり純資産 (円)	1,836.81	1,959.38	2,052.73	2,334.65	2,251.59
自己資本当期純利益率(ROE) (%)	1.8	6.1	6.8	6.4	7.7

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を2022年5月期の期首から適用しており、  
2022年5月期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっています。  
2. 2025年5月期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、2024年5月期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。





(10) 重要な子会社の状況 (2025年5月31日現在)

会社名	資本金	当社の 議決権 比率	主要な事業内容
佐鳥バイニックス株式会社	310百万円	100%	電子部品、制御部品等の販売
株式会社スター・エレクトロニクス	310百万円	100%	電子部品等の開発、輸出入ならびに販売
佐鳥S Pテクノロジ株式会社	350百万円	85%	電子部品の開発・設計、販売、輸出入、保守ならびにコンサルティング
TAIWAN SATORI CO., LTD.	USD 10,023千	100%	電子部品等の販売
HONG KONG SATORI CO., LTD.	HKD 147,659千	100%	電子部品等の販売
SM Electronic Technologies Pvt. Ltd.	INR 248,689千	75.1%	電子部品等の販売
SMET SINGAPORE PTE. LTD.	USD 2,858千	100% (100%)	電子部品等の販売
MAGnetIC Holding B. V.	EUR 168	80%	半導体回路設計、IP販売、ウェハー販売等

- (注) 1. 議決権比率の( )内は間接保有比率を内数で記載しております。  
 2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。  
 3. 2024年6月1日付で、当社子会社の佐鳥S Pテクノロジ株式会社の完全子会社である佐鳥バイニックス株式会社の発行済株式の全部を取得し、佐鳥バイニックス株式会社を当社の完全子会社といたしました。  
 4. 当該事業年度にSM Electronic Technologies Pvt. Ltd. の株式を追加取得し、議決権比率を75.1%といたしました。

(11) 主要な事業所 (2025年5月31日現在)

当社	(本社) 東京都港区 (支社および支店) 大阪支社、札幌支店、仙台支店、名古屋支店、九州支店
佐鳥バイニックス株式会社	本社：東京都港区
株式会社スター・エレクトロニクス	本社：東京都港区
佐鳥S Pテクノロジ株式会社	本社：東京都港区
TAIWAN SATORI CO., LTD.	(台湾)
HONG KONG SATORI CO., LTD.	(香港)
SM Electronic Technologies Pvt. Ltd.	(インド)
SMET SINGAPORE PTE. LTD.	(シンガポール)
MAGnetIC Holding B. V.	(オランダ)

## 国内・海外ネットワーク (2025年5月31日現在)



本社	主な支社・支店および営業所等
佐島電機株式会社 東京都港区	大阪支社、札幌支店、仙台支店、名古屋支店、九州支店、広島営業所、熊本営業所、秋田テクノロジーセンター
佐島バイニックス株式会社 東京都港区	仙台営業所、西日本営業所
株式会社スター・エレクトロニクス 東京都港区	名古屋支店
佐島 S P テクノロジ株式会社 東京都港区	

(12) 従業員の状況 (2025年5月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
762名 (48名)	△31名 (2名)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
357名 (30名)	△29名 (△2名)	46.0歳	18.7年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

(13) 主要な借入先および借入額 (2025年5月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	10,909百万円
株式会社三菱UFJ銀行	4,461百万円
株式会社みずほ銀行	1,736百万円
三井住友信託銀行株式会社	800百万円

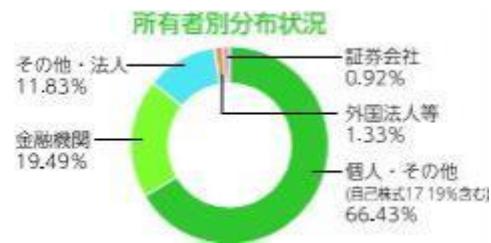
(注) 上記のほか、株式会社三菱UFJ銀行引受の私募債1,400百万円の残高があります。

(14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項 (2025年5月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	69,000,000株
(2) 発行済株式の総数 (うち、自己株式の数)	17,946,826株 3,085,635株
(3) 株主数	13,192名



### (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,387,200株	9.33%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	746,500株	5.02%
株式会社STRマネージメント	715,400株	4.81%
株式会社三井住友銀行	587,482株	3.95%
株式会社三菱UFJ銀行	583,334株	3.93%
株式会社オフィス佐鳥	515,400株	3.47%
CKD株式会社	446,400株	3.00%
佐鳥仁之	312,474株	2.10%
藤井玲子	267,733株	1.80%
佐鳥電機社員持株会	219,245株	1.48%

(注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した株式数（14,861,191株）を基準に算出しております。

2. 当該自己株式には、株式報酬制度に関連して株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式507,300株は含まれておりません。（役員向け株式交付信託475千株、雇用型執行役員向け株式交付信託32千株）

## (5) その他株式に関する重要な事項

(雇用型執行役員向け株式交付信託)

### ① 本制度の概要

2024年7月12日開催の取締役会において、当社および当社国内子会社の雇用型執行役員（これらを総称して「雇用型執行役員」という。）に対し、当社グループ業績の向上や当社株価の上昇への意識を高めることにより、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するとともに、当社グループの中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、本制度を2024年8月1日付で導入いたしました。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託（以下「本信託」という。）を設定し、本信託が当社普通株式（以下「当社株式」という。）の取得を行い、雇用型執行役員のうち一定の要件を充足する者に対して付与されるポイントに基づき、本信託を通じて当社株式を交付するインセンティブ・プランであります。当該ポイントは、当社および当社国内子会社が取締役会にて定める株式交付規程に従って、雇用型執行役員の役位および業績目標の達成度等に応じて付与されるものであり、各雇用型執行役員に交付される当社株式の数は、付与されるポイント数により定まります。なお、雇用型執行役員が当社株式の交付を受ける時期は、原則として執行役員の退任時です。本信託による当社株式の取得資金は、全額当社が拠出するため、雇用型執行役員の負担はありません。

本信託の信託期間は、2024年8月から2027年10月までの約3年間としております。

### ② 雇用型執行役員に対して交付する予定の株式の総数

32,200株

### ③ 本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

雇用型執行役員のうち受益者要件を満たした者

### 3 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有している新株予約権の状況

記載すべき事項はありません。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

記載すべき事項はありません。

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

## 4 役員の状況 (2025年5月31日現在)

### (1) 取締役の状況

氏名	当社における地位	担当および重要な兼職の状況
佐鳥 浩之	代表取締役 社長執行役員	佐鳥S Pテクノロジ株式会社 代表取締役会長 佐鳥パイニックス株式会社 取締役 株式会社スター・エレクトロニクス 取締役
中丸 宏	取締役 常務執行役員	グローバルセグメント長
諫訪原 浩二	取締役 常務執行役員	コーポレート担当 佐鳥パイニックス株式会社 取締役 株式会社スター・エレクトロニクス 取締役 佐鳥S Pテクノロジ株式会社 取締役 SM Electronic Technologies Pvt. Ltd. Director MAGnetIC Holding B.V. Director
田口晶弘	取締役 兼 取締役会議長 <small>社外 独立</small>	朝日インテック株式会社 社外取締役
茂木正樹	取締役 (常勤監査等委員)	佐鳥パイニックス株式会社 監査役 株式会社スター・エレクトロニクス 監査役 佐鳥S Pテクノロジ株式会社 監査役
多和田英俊	取締役 (監査等委員) <small>社外 独立</small>	多和田公認会計士事務所 所長 株式会社K S K 社外取締役
坂田誠二	取締役 (監査等委員) <small>社外 独立</small>	ヒロセ電機株式会社 社外取締役 マブチモーター株式会社 社外取締役
雪丸暁子	取締役 (監査等委員) <small>社外 独立</small>	弁護士 株式会社アイ・ピー・エス 社外取締役 Tebiki株式会社 社外監査役

- (注) 1. 宮澤俊景、岩波利光の両氏は、2024年8月21日開催の2024年5月期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役（監査等委員である取締役を除く。）を退任いたしました。
2. 田口晶弘氏は、2024年8月21日開催の2024年5月期定時株主総会終結の時をもって監査等委員である取締役を任期満了により退任し、同定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任され就任しております。
3. 坂田誠二氏は、2024年8月21日開催の2024年5月期定時株主総会において、新たに監査等委員である取締役に選任され就任しております。
4. 当社は、日常的な情報収集および重要な会議への出席ならびに内部監査部門との連携を通じ、監

査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。

5. 取締役 田口晶弘、多和田英俊、坂田誠二および雪丸暁子の各氏は、社外取締役であります。
6. 監査等委員 多和田英俊氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査等委員 雪丸暁子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
8. 取締役 田口晶弘、多和田英俊、坂田誠二および雪丸暁子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

## (2) 取締役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### 1. 方針の決定の方法

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を決議しております。当該取締役会決議にあたり、事前に決定方針の内容を指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

#### 2. 役員報酬制度に係る基本方針

当社の役員報酬制度は、以下の基本方針に基づいて設計・運用を行っております。

- ①持続的成長と中長期的な企業価値向上の意思向上が図れる制度であること
- ②ステークホルダーとの利害関係を共有できる内容であること
- ③会社業績と連動性を備え、役割と責任に応じた報酬体系であること
- ④優秀な人材を維持・確保できる適切な報酬水準であること
- ⑤客観性および合理性を備えた設計であり、透明性の高いプロセスを経て決定されること

#### 3. 役員報酬制度の概要

当社の役員報酬は、各役位（職位）に求められる期待役割に応じて総報酬額を定めており、主に国内の上場企業が参加する報酬調査結果の中位の水準をベンチマークとし、当社の業績や従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

また、当社の役員報酬は、a. 取締役報酬と b. 執行役員報酬に分けられます。

##### a. 取締役報酬

取締役報酬は、職位に基づく固定報酬である「基本報酬」と中長期インセンティブとして

の非金銭報酬である「株式報酬」となり、短期インセンティブとしての取締役賞与は支給しておりません。

- ・「基本報酬」は取締役が担う実態の期待役割に応じて報酬額を決め職位に応じて支給されます。
  - ・「株式報酬」は中期経営計画の経営数値達成へのインセンティブとして業務執行を行う取締役に支給しております。なお、当該株式報酬については、取締役部分と執行役員部分の株式報酬を明確に区分しておりません。
- b. 執行役員報酬
- 執行役員報酬は役位ならびに期待役割に応じた固定報酬である「基本報酬」と業績連動報酬として短期インセンティブとしての「年次賞与」、中長期インセンティブとしての「株式報酬」となります。
- ・「基本報酬」は執行役員の職位に求められる期待役割を影響度・業務遂行プロセスの観点で評価・序列付けを行い期待役割を得点化し、社長執行役員との相対的な差を用いて、基本報酬を決定しております。
  - ・「年次賞与」は、各年度の予算達成へのインセンティブとなるよう、Pay for performanceの観点で支給しております。
  - ・「株式報酬」は中期経営計画の経営数値達成へのインセンティブとして支給いたします。なお、2024年度に支給した当該インセンティブはKPIである中期経営計画2023の最終年度（2024年5月期）の売上高／営業利益／自己資本利益率（ROE）に対する2023年度（2024年5月期）実績が全て達成したことにより対象役員に対して支給（ポイントを付与）をしております。

#### 4. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、各役員の役位と各役員に対する期待役割の大きさを相対比、役位毎の報酬テーブルを設定し、各役員の期待役割に応じた基本報酬額としております。

#### 5. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、短期インセンティブとしての「年次賞与」（金銭報酬）と長期インセンティブとしての「株式報酬」（非金銭報酬）からなり業務執行を担う取締役執行役員に対して支給しております。

- ・「年次賞与」は、各年度の予算達成へのインセンティブを目的としており、各役員の年次賞与額を算定するための評価項目としては、グループ全社の業績（連結売上高、連結営業利益）と各役員が所管する事業業績（売上高、営業利益）に加え、役員毎に設定された報酬KPIを用いた個人考課により各役員のこれら評価指標に対する達成状況に応じて年次賞与額を決定しております。
- ・「株式報酬」は、信託を用いた業績連動型の株式報酬制度を導入し、株式交付規程に従い、中期経営計画期間毎に役位および業績に応じたポイントを付与し、所定の要件を満たしたときにポイントに応じた数の当社株式を給付します。

### ② 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、過半数の社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会で審議のうえ、その答申を受け取締役会の決議により決定しております。

また、取締役会は、指名・報酬諮問委員会にて、決定方針との整合性を含めた審議を行っており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の内容の決定が決定方針に沿うものと判断しております。

なお、監査等委員である取締役については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

### ③ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬 (役員賞与)	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	89 (11)	41 (11)	— (—)	47 (—)	6名 (2名)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	39 (23)	39 (23)	— (—)	— (—)	5名 (4名)
合 計 (うち社外役員)	128 (34)	81 (34)	— (—)	47 (—)	11名 (6名)

(注) 1. 上記には2024年8月21日付開催の2024年5月期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く。）2名と、監査等委員である取締役を任期満了により退任し、同定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任され就任した1名を含んでおります。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2020年8月20日開催の2020年5月期定期株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）の報酬限度額は、年額200百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名、取締役（監査等委員）の員数は5名です。また、これとは別枠で2022年8月19日開催の2022年5月期定期株主総会において、業績連動型株式報酬の導入を決議しております。当該定期株主総会終結時点の当該定めに係る取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は5名です。なお、本決議の概要については、以下「（注）4.」を参照ください。
4. 非金銭報酬等として、2022年8月19日開催の2022年5月期定期株主総会において、業績連動型株式報酬を導入しております。本報酬制度は当社が信託に対して金銭を拠出したうえで、当該信託が当該拠出金を原資として当社株式を取得し、対象者に付与されたポイント数に応じて当社株式の交付を行うというものであり、対象者は取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く、以下も同様です。）とし、対象期間は2023年5月末日で終了する事業年度から2027年5月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役に対して支給します。具体的には、当社の取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位および業績目標の達成度（※）に応じたポイントを付与します。ポイントは当社の中期経営計画の対象とする期間（以下、「中期経営計画期間」といいます。）毎に付与するものとし、ポイント付与日は原則として各中期経営計画期間の満了直後の当社の定期株主総会直後に開催される取締役会開催日とします。なお、中期経営計画期間は2021年度～2023年度（ただし導入時において2021年度が既に経過していたため2022年度～2023年度）と2024年度～2026年度の各中期経営計画期間となり、また、対象期間において、当社取締役に交付するために必要な当社株式の取得金額として当社が拠出する金額の上限は、合計500百万円とし、対象者に付与するポイント数の上限は1事業年度あたり50,000ポイント（1ポイントは当社株1株）とすることなどが、決議されております。

(※) 初回の中期経営計画期間について、「中期経営計画2023」の最終年度である2023年度で掲げていた「売上高」「営業利益」「自己資本利益率（ROE）」の3つの指標について、当社が定めた目標全てを達成したことにより、2023年度末日に在任する各取締役に対して2024年度においてポイントを付与しております。

(3) 社外役員に関する事項 (2025年5月31日現在)

① 重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

1. 田口晶弘氏は、朝日インテック株式会社の社外取締役を務めておりますが、当社と兼職先との間には重要な取引、その他の関係はありません。
2. 多和田英俊氏は、多和田公認会計士事務所の所長であり、株式会社KSKの社外取締役を務めておりますが、当社と兼職先との間には重要な取引、その他の関係はありません。
3. 坂田誠二氏は、ヒロセ電機株式会社およびマブチモーター株式会社の社外取締役を務めておりますが、当社と兼職先との間には重要な取引、その他の関係はありません。
4. 雪丸暁子氏は、横浜綜合法律事務所所属の弁護士であり、株式会社アイ・ピー・エスの社外取締役およびTebiki株式会社の社外監査役を務めておりますが、当社と兼職先との間には重要な取引、その他の関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

記載すべき事項はありません。

**③ 当事業年度における主な活動状況**

区分・氏名	取締役会等への出席状況	発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 田口 晶弘	・取締役会 13回／13回 ・監査等委員会 3回／3回 ・指名・報酬 諮問委員会 7回／7回	会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識ならびに設計開発・技術に関する専門的な知識・見識に基づく業務執行に対する監督ならびに有益な発言・助言等社外取締役に期待される役割・責務を果たしております。同氏は取締役会議長として審議事項や運用の在り方等に関与し、取締役会の執行と監督の分離に貢献しております。また、指名・報酬諮問委員会委員長を務め、役員選任および報酬の妥当性判断および決定プロセスの透明性向上を主導する等の役割を果たしております。
取締役 監査等委員 多和田 英俊	・取締役会 13回／13回 ・監査等委員会 15回／15回	公認会計士としての豊富な監査経験と財務および会計等に関する専門的な見識に基づく適切な監査・監督および助言等社外取締役に期待される役割・責務を果たしております。また、同氏は監査等委員会委員長として、監査・監督機能の強化およびコーポレート・ガバナンスの向上に貢献しております。
取締役 監査等委員 坂田 誠二	・取締役会 10回／10回 ・監査等委員会 12回／12回 ・指名・報酬 諮問委員会 4回／4回	会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識ならびに設計開発・技術に関する専門的な知識・見識に基づく業務執行に対する監査・監督ならびに有益な発言・助言等社外取締役に期待される役割・責務を果たしております。また、同氏は指名・報酬諮問委員会の委員を務め、役員選任および報酬の妥当性判断および決定プロセスの透明性向上等の役割を果たしております。
取締役 監査等委員 雪丸 晓子	・取締役会 13回／13回 ・監査等委員会 15回／15回	裁判官および弁護士として培われた企業法務等に関する専門的な知識および豊富な経験に基づき、独立した立場と客観的視点から経営の健全性確保や企業価値向上等、適切な監査・監督および助言等社外取締役に期待される役割・責務を果たしております。

- (注) 1. 田口晶弘氏は、2024年8月21日開催の2024年5月期定時株主総会終結の時をもって監査等委員である取締役を任期満了により退任し、同定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任され就任しております。  
 2. 坂田誠二氏は、2024年8月21日開催の2024年5月期定時株主総会において監査等委員である取締役に選任され、上記の取締役会等への出席状況は就任後の回数を記載しております。

**④ 当社の報酬等の額および当社の親会社等または当社親会社等の子会社等から当事業年度の役員として受けた報酬等の額**  
 記載すべき事項はありません。

#### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

#### (5) 役員等賠償責任保険契約

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および子会社の取締役、監査役、執行役員であり、保険料は全額を当社が負担しております。当該保険契約により被保険者が、業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。

なお、役員等賠償責任保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

## 5 会社の体制および方針

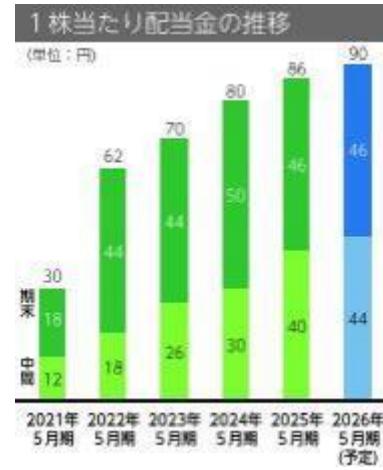
### (1) 株式会社の支配に関する基本方針

記載すべき事項はありません。

### (2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当政策を経営上の重要課題と位置づけ、株主への安定的かつ継続的な配当による株主還元と、財務体質の強化および今後の事業展開に備えるための内部留保とをバランス良く実施していくことを基本とし、経営状況の見通し等を総合的に勘案のうえ、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向50%を目処として、業績に連動した配当を実施することを目標といたしております。

当事業年度の期末配当金につきましては、2025年7月14日開催の取締役会におきまして、1株当たり46円とすることを決議させていただきました。この結果、中間配当金1株当たり40円を含めました年間配当金は1株当たり86円となります。なお、2026年5月期配当予想につきましては、中間配当金1株当たり44円を含めました年間配当金は1株当たり90円を予定しております。



連結貸借対照表（2025年5月31日現在）

(単位：百万円)

(ご参考)	科 目	2025年5月期 (2025年5月31日現在)	2024年5月期(ご参考) (2024年5月31日現在)
(資産の部)			
	流動資産	69,954	72,692
	現金及び預金	9,128	9,246
	受取手形及び売掛金	36,945	35,689
	電子記録債権	5,742	5,753
	商品及び製品	12,059	16,034
	仕掛品	294	300
	原材料及び貯蔵品	1	489
	その他	5,852	5,270
	貸倒引当金	△70	△91
	固定資産	9,196	11,105
	有形固定資産	2,747	3,071
	建物及び構築物	2,105	2,298
	減価償却累計額	△831	△988
	建物及び構築物（純額）	1,274	1,310
	土地	695	787
	その他	2,060	2,319
	減価償却累計額	△1,283	△1,345
	その他（純額）	776	973
	無形固定資産	2,528	2,933
	のれん	1,605	1,951
	顧客関連資産	375	433
	技術関連資産	237	308
	その他	309	240
	投資その他の資産	3,920	5,100
	投資有価証券	3,207	4,344
	繰延税金資産	393	423
	その他	916	971
	貸倒引当金	△597	△639
	資産合計	79,150	83,798

※ 2024年5月期(2024年5月31日現在)はご参考(監査対象外)です。

(単位：百万円)

科 目	2025年5月期 (2025年5月31日現在)	2024年5月期(ご参考) (2024年5月31日現在)
<b>(負債の部)</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	39,800	43,470
電子記録債務	16,535	15,072
短期借入金	4,247	3,386
1年内返済予定の長期借入金	15,454	15,103
預り金	23	1,008
未払法人税等	923	4,734
未払費用	403	793
事業譲渡損失引当金	974	1,211
その他	127	—
1,110	2,160	
固定負債	6,044	5,358
社債	1,400	1,400
長期借入金	2,844	1,815
役員株式給付引当金	99	—
繰延税金負債	142	346
再評価に係る繰延税金負債	10	9
退職給付に係る負債	1,337	1,467
その他	210	318
<b>負債合計</b>	<b>45,844</b>	<b>48,828</b>
<b>(純資産の部)</b>		
株主資本		
資本金	29,138	28,407
資本剰余金	2,611	2,611
利益剰余金	2,988	3,447
自己株式	28,465	27,288
△4,927	△4,940	
その他の包括利益累計額	3,181	5,034
その他有価証券評価差額金	1,085	1,795
繰延ヘッジ損益	6	△23
土地再評価差額金	21	22
為替換算調整勘定	2,067	3,239
非支配株主持分	987	1,527
<b>純資産合計</b>	<b>33,306</b>	<b>34,969</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>79,150</b>	<b>83,798</b>

※ 2024年5月期（2024年5月31日現在）はご参考（監査対象外）です。

**(ご参考)****(負債の部)**

負債は、458億44百万円となり、前年度末と比べ29億84百万円減少しました。

**流動負債**

主に預り金の減少により、前年度末と比べ36億70百万円減少しました。

**固定負債**

主に長期借入金の増加により、前年度末と比べ6億85百万円増加しました。

**(純資産の部)**

純資産は、333億6百万円となり、前年度末と比べ16億63百万円減少しました。

自己資本比率は、前年度の39.9%から40.8%となりました。

**株主資本**

主に利益剰余金の増加により、前年度末と比べ7億30百万円増加しました。

**その他の包括利益累計額**

主に為替換算調整勘定の減少により、前年度末と比べ18億53百万円減少しました。

**非支配株主持分**

主にSM Electronic Technologies Pvt. Ltd.への追加出資、佐島ペイニックス株式会社の完全子会社化に伴う減少により、前年度末と比べ5億40百万円減少しました。

連結損益計算書（2024年6月1日から2025年5月31日まで）

(単位：百万円)

科 目	2025年5月期 (2024年6月1日から 2025年5月31日まで)	2024年5月期（ご参考） (2023年6月1日から 2024年5月31日まで)	（ご参考）
売上高	156,242	148,113	売上高
売上原価	140,689	132,365	調達マネジメント事業の減少等があ ったものの、インド市場向け、および 国内車載市場向け半導体やP C・サー バー向け電子部品の売上増加に加え、 円安の影響等もあり、前年度と比べ81 億29百万円増加しました。
売上総利益	15,552	15,748	
販売費及び一般管理費	11,559	10,992	販売費及び一般管理費
営業利益	3,993	4,755	主に旅費交通費や給与手当等の増加 により、前年度と比べ5億66百万円増 加しました。
営業外収益	277	386	経常利益
受取利息	79	95	主に営業利益の減少により、前年度 と比べ6億1百万円減少しました。
受取配当金	84	82	
仕入割引	20	40	親会社株主に帰属する当期純利益
受取補償金	11	102	主に投資有価証券売却益の増加、税 金費用の減少により、前年度に比べ3 億67百万円増加しました。
補助金収入	30	40	
その他	50	25	
営業外費用	1,219	1,488	
支払利息	458	498	
為替差損	389	288	
債権売却損	345	589	
その他	26	111	
経常利益	3,052	3,653	
特別利益	378	74	
固定資産売却益	—	73	
投資有価証券売却益	353	1	
会員権償還益	5	—	
事業譲渡益	19	—	
特別損失	20	232	
固定資産除却損	1	54	
減損損失	19	177	
税金等調整前当期純利益	3,410	3,496	
法人税、住民税及び事業税	637	1,082	
法人税等調整額	83	85	
当期純利益	2,689	2,329	
非支配株主に帰属する当期純利益	165	172	
親会社株主に帰属する当期純利益	2,524	2,156	

\* 2024年5月期（2023年6月1日から2024年5月31日まで）はご参考（監査対象外）です。

(ご参考)

連結キャッシュ・フロー計算書（要約）（2024年6月1日から2025年5月31日まで）  
(単位：百万円)

科 目	2025年5月期 (2024年6月1日から 2025年5月31日まで)	2024年5月期 (2023年6月1日から 2024年5月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,303	5,325
投資活動によるキャッシュ・フロー	592	△2,057
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,905	△4,519
現金及び現金同等物に係る換算差額	△394	471
現金及び現金同等物の増減額	△403	△779
現金及び現金同等物の期首残高	9,243	10,023
現金及び現金同等物の期末残高	8,840	9,243

※ 連結キャッシュ・フロー計算書は監査対象外です。

(ご参考)

営業活動によるキャッシュ・フロー  
営業活動の結果得られた資金は13億3百万円（前年度は53億25百万円の獲得）となりました。  
これは主に売上債権の増加、預り金の減少による資金の減少はあったものの、税金等調整前当期純利益の計上、棚卸資産の減少、仕入債務の増加により資金が増加したことによるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フロー  
投資活動の結果得られた資金は5億92百万円（前年度は20億57百万円の使用）となりました。  
これは主に事業譲渡により資金が増加したことによるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フロー  
財務活動の結果使用した資金は19億5百万円（前年度は45億19百万円の使用）となりました。  
これは主に短期借入金の純増加による資金の増加はあったものの、配当金の支払、SM Electronic Technologies Pvt. Ltd. の株式の追加取得により資金が減少したことによるものであります。

貸借対照表（2025年5月31日現在）

(単位：百万円)

科 目	2025年5月期 (2025年5月31日現在)	2024年5月期(ご参考) (2024年5月31日現在)	科 目	2025年5月期 (2025年5月31日現在)	2024年5月期(ご参考) (2024年5月31日現在)			
<b>(資産の部)</b>								
流動資産	29,428	32,196	流動負債	20,664	20,143			
現金及び預金	3,282	3,436	支払手形	38	114			
受取手形	327	519	電子記録債務	4,147	2,993			
電子記録債権	5,127	5,034	買掛金	5,533	3,994			
売掛金	11,715	11,650	短期借入金	9,600	10,000			
商品及び製品	2,716	3,709	1年内返済予定の長期借入金	—	1,000			
仕掛品	294	300	未払金	338	607			
原材料及び貯蔵品	1	102	未払費用	513	756			
関係会社短期貸付金	5,127	6,670	未払法人税等	50	41			
その他	837	775	事業譲渡損失引当金	127	117			
貸倒引当金	△1	△1	その他	314	518			
固定資産	18,308	14,907	固定負債	5,674	4,813			
有形固定資産	2,061	2,217	社債	1,400	1,400			
建物	1,122	1,134	長期借入金	2,800	1,800			
構築物	0	1	退職給付引当金	1,285	1,411			
機械及び装置	1	10	役員株式給付引当金	99	—			
工具、器具及び備品	171	134	再評価に係る繰延税金負債	10	9			
土地	630	714	その他	80	192			
リース資産	134	219	<b>負債合計</b>	<b>26,339</b>	<b>24,957</b>			
建設仮勘定	—	2	<b>(純資産の部)</b>					
無形固定資産	231	218	株主資本	20,288	20,329			
ソフトウェア	231	218	資本金	2,611	2,611			
投資その他の資産	16,016	12,472	資本剰余金	3,667	3,644			
投資有価証券	3,200	4,337	資本準備金	3,606	3,606			
関係会社株式	10,066	7,909	その他資本剰余金	61	37			
関係会社長期貸付金	2,307	—	利益剰余金	18,937	19,014			
繰延税金資産	272	60	利益準備金	208	208			
その他	189	184	その他利益剰余金	18,728	18,805			
貸倒引当金	△20	△20	配当準備積立金	100	100			
<b>資産合計</b>	<b>47,737</b>	<b>47,104</b>	固定資産圧縮積立金	22	22			
			別途積立金	15,000	15,000			
			繰越利益剰余金	3,606	3,682			
			自己株式	△4,927	△4,940			
			評価・換算差額等	1,108	1,817			
			その他有価証券評価差額金	1,085	1,795			
			繰延ヘッジ損益	1	—			
			土地再評価差額金	21	22			
			<b>純資産合計</b>	<b>21,397</b>	<b>22,147</b>			
			<b>負債純資産合計</b>	<b>47,737</b>	<b>47,104</b>			

※ 2024年5月期（2024年5月31日現在）はご参考（監査対象外）です。

損益計算書 (2024年6月1日から2025年5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	2025年5月期 (2024年6月1日から 2025年5月31日まで)	2024年5月期（ご参考） (2023年6月1日から 2024年5月31日まで)
売上高	47,663	47,805
売上原価	42,091	41,933
売上総利益	5,571	5,871
販売費及び一般管理費	5,572	5,479
営業利益又は損失（△）	△1	392
営業外収益	1,212	1,486
受取利息	164	120
受取配当金	927	788
為替差益	—	354
その他	120	222
営業外費用	439	234
支払利息	118	88
為替差損	274	—
外国源泉税	35	57
自己株式取得手数料	—	30
遊休資産諸費用	3	50
その他	7	7
経常利益	771	1,644
特別利益	358	73
固定資産売却益	—	73
投資有価証券売却益	353	—
会員権償還益	5	—
特別損失	85	216
固定資産除却損	1	38
減損損失	19	60
事業譲渡損失引当金繰入額	—	117
事業譲渡損	64	—
その他	—	0
税引前当期純利益	1,045	1,501
法人税、住民税及び事業税	△268	△57
法人税等調整額	54	269
当期純利益	1,258	1,289

※ 2024年5月期（2023年6月1日から2024年5月31日まで）はご参考（監査対象外）です。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年7月11日

佐鳥電機株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 福島 力  
指定有限責任社員 公認会計士 黒須 健太

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、佐鳥電機株式会社の2024年6月1日から2025年5月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、佐鳥電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別には集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従つて、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するため、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・ 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年7月11日

佐鳥電機株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福島 力  
業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 黒須 健太

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、佐鳥電機株式会社の2024年6月1日から2025年5月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通説の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するため

に経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によつて行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年6月1日から2025年5月31日までの事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、国内子会社については、常勤監査等委員が国内子会社の監査役を兼務しており、国内子会社の取締役会その他重要な会議に出席し事業の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。海外子会社については、海外子会社の取締役及び使用人等から必要に応じて事業の報告を受け、経営管理の状況を把握しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年7月11日

佐鳥電機株式会社 監査等委員会  
常勤監査等委員 茂木 正樹 印  
監査等委員 多和田 英俊 印  
監査等委員 坂田 誠二 印  
監査等委員 雪丸 晓子 印

（注）監査等委員 多和田英俊、坂田誠二及び雪丸暁子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上